

令和2年第4回石狩市下水道事業運営委員会会議録

開催日時：令和2年11月25日（水）13：30～

開催場所：石狩市役所 本庁舎 5階 全員協議会室

出席者：堂柿会長、小笠原副会長、鎌田委員、玄野委員、南委員、渡邊委員、塚野委員

欠席者：小西委員、井田委員、渡部委員、沖田委員

説明委員等：高野水道担当部長、青木下水道課長、岡主幹、櫻井主査

傍聴者：なし

【13時30分 開会】

青木課長より挨拶

高野部長より挨拶

青木課長より委員及び事務局の紹介

事務局から会議の成立及び会議の公開の報告

会長副会長の選出

委員から事務局案の提案について了承があり、事務局案を提示

（異議なし）

堂柿会長挨拶

これより議事の進行は、堂柿会長が行う。

堂柿会長より、議事録の作成方法について「要点筆記」の提案があり、了承

（異議なし）

櫻井主査より、「石狩市下水道事業の概要」について説明

岡主幹より、「元年度決算」について説明

- 堂柿会長：1ページのところの1.個別排水処理施設整備事業特別会計決算があり、3ページのところは2.特定環境保全公共下水道事業特別会計決算、5ページのところに公営企業会計がありますが、イメージでは公営企業会計は、普通の私が考える下水道事業のことなのかなと思うのですが、合併浄化槽というのは1と2のうちのどちらなのでしょう。
- 青木課長：合併浄化槽の会計としては、1の個別排水処理施設整備事業が合併浄化槽としての特別会計を持っています。
- 堂柿会長：では、この2というのは何ですか？
- 青木課長：市街化区域の整備事業を公共下水道事業として整備しているので、市街化区域の会計は、公営企業会計で管理しています。それで、市街化区域外の下水道事業は特定環境保

全公共下水道事業で進めておりまして、特環事業も特別会計を設けて会計を処理しています。特環事業だけというような会計を持っていますというのが、令和元年度までの決算状況となります。

- 渡邊委員 : 6.28%の使用料の引き上げがあったのはいつからですか？
- 岡主幹 : 平成 29 年度からです。
- 渡邊委員 : これは個別排水ではなく特環ですか？
- 青木課長 : 市街化区域の公共下水道事業の収支計算をしまして、それで料金値上げが必要だとか判断をいただいて、公共下水道事業の会計として 6.28%まず値上げをします。個排と特環は公共下水道事業の使用料と同一体系をとっておりますので、個排と特環も値上げをします。

- 鎌田委員 : 1 ページの個排の決算と 3 ページの特環の決算の中で基金として合わせて 4,500 万円くらい補填とでてるのですが、基金の総額というのは今現在でいくくらいありますか。
- 岡主幹 : 令和元年度末の基金残高は、4,978 万 8 千円となっております。今まで毎年特環については 2 千万～3 千万、個排については約 500 万円の繰入を繰り返してきておりますので、5,000 万円をきっている状況にあります。今後は特環が公共下水道と会計が統一して、公共下水道と同一の会計手法をとることになったので、基金については個排のみに使用していくことになります。毎年度 500～600 万くらいの取り崩しを行っていけば、7、8 年後には枯渇する見込みです。

- 鎌田委員 : 決算の中で残高がでてくる欄というのはどこにもないのでしょうか。
- 岡主幹 : 特別会計としてはないのですが、財産に関する調書や決算審査意見書の中に記載されています。

- 鎌田委員 : この基金自体は一般会計が管理しているのでしょうか。
- 岡主幹 : あくまで個排で管理しているのですが、決算書の中で基金の項目を記載する箇所は特別会計としてはありません。

- 鎌田委員 : 6 ページの補填財源で当年度分損益勘定保留資金 4 億 5,900 万円というのはどういうことでしょうか。
- 岡主幹 : 1 年度限りで言いますと、収益的支出のうちの減価償却費の部分は費用計上していますが、現金として支出するものではないので、実質その分の現金はストックされている状況です。それが 4 条資本的収支の不足額に実際は充てられていて、それを損益勘定保留資金と言っています。今年支出しなかった減価償却費で補填した分の残りがあれば、翌年には過年度分損益勘定保留資金として、まず充当し、さらに不足する分をその年の減価償却費などの現金支出を伴わない費用を当年度分損益勘定保留資金として充当する、というサイクルが毎年繰り返されます。

- 青木課長 : 収益的収支の費用の方で減価償却費が約 7 億 8 千万円計上されており、収益の方で長期前受金戻入が、約 3 億円計上されています。これが実際には現金の出入りがない費用と収益となります。その差し引き額が 4 億数千万円ありますので、これを資本的収支の不足額に充当しているという形になります。

- 鎌田委員 : 概要についての資料の 13 ページ、新港の方の北海道管理の下水について、さっき石狩処理場と聞きましたが、どこにあるのでしょうか。
- 櫻井主査 : 石狩処理区です。
- 青木課長 : 新港地域の中に、北海道が管理する浄化センターがございまして、新港地域の汚水処理はそこに集められて汚水処理をしています。

- 鎌田委員 : 個排と特環の基金の残がなくなった時に、一般会計からの繰入金って率で繰入できるようになっているのでしょうか。
- 岡主幹 : 国から繰出基準というものが毎年示されるのですが、基本的にはそれに基づき繰入しています。個排、特環はそれでもまだ不足する状況なので、基金から繰り入れしています。基金がなくなった場合、収入、支出のバランスが大きく崩れることになるので、基金が枯渇する前の段階から一般会計繰入について財政課と協議していかなければなりません。特環については今年から公共に会計統合して基金が使えなくなったので、あらかじめ基金に相当する部分については公共下水道に影響がないように、一般会計から繰り入れてもらうよう協議を整えてから会計統合していますので、同じように個排についても繰り入れてもらえるようお願いしていかなければなりません。

堂柿会長より審議が全て終了した旨報告

青木課長より次回開催の運営委員会について連絡

- 堂柿会長 : 本日はこれにて散会とみなします。どうもありがとうございます。

【14 時 35 分 閉会】

令和 2 年 12 月 9 日 会議録確認済み

石狩市下水道事業運営委員会

会 長 堂 柿 栄 輔